

会議記録（要旨）

会議の名称	第 11 回 広陵町自治基本条例推進会議
開催日時	令和 7 年 7 月 14 日（月） 10：00～12：00
開催場所	広陵町役場 3 階大会議室
出席委員の氏名 及び人数	委員：13 名 オブザーバー：2 名
欠席委員の 氏名及び人数	5 名
出席職員の職・氏 名	町長、地域振興部長 ＜事務局＞ 地域振興部 協働のまちづくり推進課 2 名 産業総合支援課 1 名 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 2 名
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	－
傍聴人の人数	3 名
次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 町長あいさつ 4 議事 ・令和 6 年度「広陵町協働のまちづくり推進計画」の進捗状況につ いて ・自治基本条例の見直しについて 5 その他（今後のスケジュール等） 6 閉会
会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
1 開会	
事務局	○ただいまから、第 11 回広陵町自治基本条例推進会議を開会します。 連絡事項ですが、空席でした老人クラブ連合会から新たな委員がご参 加いただいております（新委員就任ごあいさつ）。 ○当会議は公開で傍聴可能とさせていただいております（事前に 3 名傍 聴申込）。 ○資料の確認（事前送付資料と本日配布資料） 資料 1: 令和 6 年度広陵町まちづくり推進計画進捗状況調査票/資料 2: 第 11 回広陵町自治基本条例推進会議/資料 3: ワークシート/資 料 4: 計画策定の実績/委員名簿/会議次第/別紙 1（今後のスケジ ュール）/クレジット付ちらし（自治基本条例に基づく事業であるこ

	とを記載) ○出席予定委員は 13 名、欠席は 5 名と伺っております。現在のところ 12 名がご出席です。 ○事務局体制の紹介
2 会長あいさつ	
会長	○皆さん、自治基本条例の規定に基づき設置された審議会として、条例の見直し検討等、審議よろしくお願いいたします。
3 町長あいさつ	
町長	○ご多忙の中、ありがとうございます。(町長就任のあいさつ、自治基本条例の点検・見直しの審議の依頼)。本日のご審議、よろしくお願い申し上げます。(町長退席)
4 議事	
会長	○本日の議事事項について、事務局から説明してください。
事務局	○資料 1 に基づき「令和 6 年度推進計画推進状況」について説明 ○資料 2、ワークシートに基づき「条例の見直し検討状況」について説明
会長	○それでは、まず条例前文から第 1 章までに関し、ご意見をお伺いします。
委員	○逐条解説書に、団体自治・住民自治の説明をどこかに入れるべきではないか。
事務局	○検討いたします。 ○第 2 章・第 7 条の「子ども権利」について、ワークシートに記載の通り、庁内ワーキンググループから意見が出ております。 ○本日ご欠席の委員からは、逐条解説書に関し、第 2 章・第 6 条にごみの減量等環境に関する記述を入れるなど充実を、第 8 条の「事業者の役割責務」にも環境の視点を入れてもらうために、「資料 4・参画と協働の実績」の資料に環境関連計画も入れてはどうかとのご意見がありました。
会長	○解説書の中に事例を増やせというご意見でしょうか。事務局、いかがですか。
事務局	○対応可能だと思いますので、検討いたします。
事務局	○子どもの年齢の規定ですが、子ども基本法では定めていませんが、当条例では 18 歳未満といたしております。いかがいたしましょう

	か。
会長	○上位法の規定と当条例の規定との違いに関して、ご意見がありますか。権利を子ども・若者というとらえ方をして謳うのか、18歳未満の子どもの社会参加の大切さに力点を置くのかということですが。
委員	○18歳未満の子どもの権利を大切にするという観点から、条文を変える必要はないと思う。 ○逐条解説・第2項の記述はもう少し充実させてはどうか。
会長	○他の自治体では、子ども議会や子ども審議会などの事例がある。具体事例も挙げながら充実できないか。事務局、いかがですか。
事務局	○町でも取り組んでいる事例がありますので、検討してまいります。
会長	○それでは、次に第3章の説明をお願いします。
事務局	○第3章・第9条・第10条について、ワークシートに記載の通り、庁内ワーキンググループから意見が出ております。 ○配布しておりますチラシのとおり、クレジットを入れるなど情報公開と共有に取り組んでおりますが、本日欠席の委員から解説書にこの事例を入れてはどうか、また、町発行のものだけではなく、町民主権のものにも広げていければとのご意見をいただいております。
委員	○第9条・第2項の規定に関する逐条解説書の記載がわかりにくい。もう少し具体的に記述してはどうか。
会長	○捕捉しますと、請求があって出すのが「情報公開」でして、もっと積極的に当事者・関係者に情報提供・共有しようという趣旨ですので、事例があるなら記載してほしい。 ○それでは、第4章について事務局からご説明ください。
事務局	○第4章・第11条・第12条について、ワークシートに記載の通り、庁内ワーキンググループから意見が出ております。
会長	○趣旨説明のところ、参加と参画の表記の混乱のないように、第2条の定義参照と入れてください。 ○第12条の「高齢者や障害のある人等…」について、ご意見はありますか。
委員	○条文を「一般的に伝わりにくい人」等抽象的にすると、かえってわかりにくく、具体的にどう工夫するのかわからないので、条文は変

	えない方がいいと思う。ただし、趣旨説明ではもう少し丁寧な記載を検討すべき。
副会長	○子どもに関しては第7条に謳うので、ここでの「参加しづらいと考えられる人」のくくりには例示としては入れないという議論があったような気がします。 ○庁内ワーキングの意見にある「点字の資料を準備するのか」という意見について、目の不自由な人への何らかの配慮をしようという趣旨の条文なので、固定的な発想にささか違和感がありますね。
事務局	○町のホームページでは、音声の読み上げ機能の導入などにも取り組んでいます。
委員	○そもそも、目の不自由な人がどうやってホームページにアクセスできるのか。よくわからないが。
事務局	○ブラウザにもよりますが、読み上げ用のボタン機能があると聞いております。 ○必要な人にさまざまな配慮をしていこうという趣旨ですので、何ができるのか、個別の取組みを書くことは困難ですが、当事者のご意見も聞きながら記述の検討してまいりたいと思います。
会長	○趣旨・解説文なので、具体事例を入れることで、かえってそれに解釈が限定されることのないようお願いいたします。合理的配慮というのは、例えばホールですと、車いす席スペースがあるとか、字幕が出るとか、さまざまな取組みがなされています。
事務局	○庁内ワーキングでも議論を深めて、報告させていただきます。
会長	○それでは、第5章について事務局からご説明ください。
事務局	○第5章・第13条～第18条について、ワークシートに記載の通り、庁内ワーキンググループから意見が出ております。 ○本日欠席の委員からは、第15条について町規則で定めている地域担当職員制度の記載充実を、第16条ではまちづくり協議会の設立状況をふまえた記述にすべきとのご意見をいただいております。
会長	○各条文にある基礎的コミュニティ、町民公益活動団体、まちづくり協議会の意味内容・定義について、町職員はしっかりと解説文を読んで理解を深め浸透させてほしい。地縁型活動とテーマ型活動についてわかりやすい記述を入れるのもいいかもしれません。

委員	○まちづくり協議会という言葉、地域まちづくり協議会とすればわかりやすくなるのでは。
会長	○自治法改正で、新たに指定地域共同活動団体の認定制度ができましたが、そことの整理をどうするかもありますね。
事務局	○条例で規定してまちづくり協議会の認定を行っていますので、国による制度もできましたが、新たに定義しなおすよりも、このままで進めてまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
会長	○国の新制度では、認定された地域団体が公の施設を運営できるとありますが、現実にはそれはどんな団体なのか想定しにくいので、あえて触れる必要がないかもしれません。このままでいきましょう。
委員	○第 15 条の解説では、基礎的コミュニティが加入率も含め機能・役割について、もう少し現状や課題にふれながら大切さにふれてはどうか。条文の改正は必要ないが、第 14 条・第 15 条の関係性やつながりもわかりにくい。
会長	○事務局で、出た意見をもとに文言の説明も含め、解説文の整理をお願いします。 ○第 15 条の解説文にある「地域担当職員制度」へのご意見について、また、第 18 条へのご指摘について、事務局はいかがですか。
事務局	○地域担当職員制度につきましては、解説書では一文の記載しかありませんので、その内容や役割についても記載してまいります。第 18 条の解説文も現状を踏まえてわかりやすい記述を検討いたします。
会長	○第 18 条は、従来型の活動になかった社会課題への対応スキルを持つ方々の貢献などにもふれながら、記載の検討をしてください。
委員	○まちづくり協議会に至るまでの過程、前段階での取組みの大切さや事例をどこかに記載できないか。
会長	○第 16 条の解説文のところに、行政側の参画・協働による支援の必要性を記述するのはいかがでしょうか。
事務局	○まちづくり協議会づくりのハンドブックに、設立プロセスや支援について書いておりますので、それを集約した形で記載してはいかがでしょうか。
委員	○ハンドブックでは、協議会づくりに入った段階からのことは書かれ

	ているが、その手前のゼロステップ段階での取組みについても記載してほしい。
委員	○意見交換や合意形成の前段階、動機づけに至るまでの、いわば場を温めるなどの取組みが必要だと思います。
副会長	○何かやりたいと思う人への情報提供などの取組みや動機付けが必要ということですね。
事務局	○前段階での取組みについて、すべてを町主導でやるというのも問題があると思われますので、ご意見にもあったように、動機付けや場の設定への支援について記載の検討を行います。
会長	○それでは、第6章について事務局からご説明ください。
事務局	○第6章・第19条・第20条について、ワークシートに記載の通り、庁内ワーキンググループから意見が出ております。 ○なお、ワークシートの記載に一部誤植があります。第19条は「文化のまちづくり」、第20条は「生涯学習のまちづくり」にご訂正ください。
委員	○第19条の解説文は状況の記載しかない。何をどう進めていくのか、委員会でも議論して記述する必要があるのでは。第20条も同様で、誰を対象に何をするのかについて、記載を検討する必要がある。
会長	○庁内ワーキンググループの意見はその通りですので、表記を修正してください。委員から解説文が平板すぎる、もう少し趣旨や内容に踏み込んで記載すべきというご意見がありましたが、事務局いかがですか。
事務局	○町の関係条例や計画には趣旨・目的・内容などが書かれていますので、それらをもとに記載してまいります。
会長	○芸術文化政策を支えるのが生涯学習でして、文化的に生きる権利を保障するということです。第19条は文化活動への参加や鑑賞の格差をなくすという精神です。第20条の生涯学習は恵まれた人の余暇活動ではなく、ユネスコの勧告にあるように誰もが学習できるようにするというものです。文化芸術・スポーツは生きるために必要な糧という位置づけです。 ○それでは、最後に全委員から一言ずつコメントをお願いします。
委員	○第6章で気になったのが、解説文にある文化財の保護や担い手のこ

	と。かろうじてボランティアが支えている状況で、新住民は知らない。生涯学習の推進をお願いします。
委員	○まちづくり協議会ですが、町の支援・援助のもとで問題を整理しながら設立の取組みを進めることができる。全地域での設立に尽力してほしい。
委員	○商工会ではBCP（事業継続計画）を策定していく企業を支援しており、災害時においても事業活動が止まらないよう図っている。
委員	○初めて参加しての感想ですが、まちづくりは住民が自分たちの自主性を大事にして育てるもの。一番の悩みは、村の行事に若い人が無関心で参加しないこと。条例をつくっても解決しない、直接村の悩みには役に立たないのではないか。
委員	○条例の趣旨説明の文章自体が難しい。一般に広めていきたいということなら、出前講座もあるでしょうが、わかりやすくすべきだと思います。
委員	○何回か参加することでわかるようになってきた。これは参加したからであって、一般の方はそういう機会が少ない。出前講座で子どもたちにも伝えておられるが、年に1回。もっとわかりやすく、例えば今日のご意見にもあったように、具体事例とか方法とかを載せていく必要があると思います。
委員	○防災の取組みをまずはやってみる。若者の参加が少ないというのは何処でもどんな取り組みでもあることだが、まずは自分たちでやることで、横のつながりもできてくるのではないか。
委員	○新しい取り組みをいきなりしようというのではなく、それぞれの自治会や区ですでにやっていることに目を向ける・参加することで、ご意見にあったゼロ段階・前段階の場づくりが進むのではないか。
委員	○解説書には、わかりやすい事例をたくさん載せる方がいい。
委員	○条例・逐条解説書・ガイドブックがあるが、町民にはその関係も含めて趣旨が伝わりにくい。町の様々な取組みが条例の推進にどうつながっているのか、また、日々の暮らしや自治会などの活動とのつながりや関わりがわかるような工夫が必要では。たとえば、逐条解説書も「条例の趣旨を実現するために」といったタイトルにするとか。条例を実現するためにガイドブックがあるということを町役場はわかっている、町民はどうか。全体像というか、条例のもと推

	進計画があって、その実現のために分野ごとの計画や制度、取組みがあるといった体系を示すことが必要ではないか。
委員	○条例を読んだが、よくわからない用語を調べたり、よそと比較したりした。広陵町の条文は充実していて心強いが、抽象的でわかりにくいところもある。地域のまちづくりが重要だと思い、まちづくり協議会の設立に向けた活動に参加しているが、その中で地域の課題を把握することができたので、まちづくり協議会は欠かせない核だと感じている。
副会長	○厳しい意見もありました。もともと地域では明文化しなくても住民が協力体制でやってきた。そこでは多くの方々が活動に関わってきたが、現在では、地域との関わりがなくても生活できるようになり、若者は地域活動から離れていった。こうした現状があるので、条例では若者にとっても大切な地域のことや活動のあり方などをまとめている。条文が難しいというご意見もありました。条例をすべて理解できるのがベストですので、わかりやすく解説して広めていく取り組みや子ども向けの解説書の作成なども大切ですが、他にも方法はある。実際に活動する、その体験を拡げていく取り組みから住民自治の大切さを体感し、条例の理解が広がる。この両方の取り組みが必要です。まちづくり協議会の活動に参加し、やれることをやってみる。そうした大人の行動を見て子どもが学ぶ、理解を深めることができる。実際に動いて地域につなげていく・体現化していく取り組みも大切です。
会長	○貴重なご意見をありがとうございました。条例がわかりにくい、取り組みにくいということに関してですが、法律用語が難しいのは解釈が多様化して無茶苦茶にならないように厳格化するためです。そのために法制当局があり、弁護士などの専門職がいる。もう一つは、市民教育の欠如に要因があります。とりわけ地方自治教育がないからです。地方自治体は住民自治と団体自治の両輪で成り立っている、住民にとって一番身近な政府なのに、そのことを学校で教えていない。学んでいない。 ○条例は検討しても、村の悩みなどに直接意味はないとのご意見もありましたが、自治会や地域の活動、お祭りなどの大切さを下支えするのが条例です。条例によって、その活動の意義や大切さが担保される。ご理解ください。
委員	○私が言ったのは、条例が役に立たないということではなく、条例を細かく書いたって、自分事として捉えられず、役に立たないということです。

会長	○わかりました。細かく書くのではなく、もっとわかりやすくすべきということですね。 ○もう一点、皆様にご理解いただきたいのが、自治体には国の法令に定められたことをやる「法定受託事務」と、自治体独自でやる「自治事務」とがあり、この自治事務は条例で定める必要があります。条例によって規範が担保されるということです。 ○以上で、本日の審議を終了します。
事務局	○ありがとうございました。
6 その他：今後のスケジュール他	
事務局	○今後のスケジュールと取組み内容について、別紙1をもとに説明 ○次回は9月2日を予定しておりますで、よろしくお願いいたします。なお、次々回は、11月17日か20日でお願いしたいと存じますが、本日ご欠席の委員も含め改めて調整させていただき、皆様にお知らせいたします。 ○子供向けのわかりやすい解説書の作成につきましては、今年度はこの条例の見直し検討がある中で困難な状況ですが、教育委員会など関係部局の了解も得ておりますので、次の段階で取り組んでまいりたいと存じます。 ○それでは、これをもちまして本日の推進会議を終了します。次回は、条例の後半部分についてご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

以上